

第954回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和4年3月24日（木）午後2時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，小室委員，小川委員，佐浦委員（千木良委員欠席）
- 4 説明のため出席した者
布田副教育長，遠藤副教育長，安住総務課長，高橋教育企画室長，佐々木福利課長，
時枝教職員課長，千葉参事兼義務教育課長，遠藤高校教育課長，菅井特別支援教育課長，
鈴木参事兼保健体育安全課長，天野文化財課長 外

5 開 会 午後2時30分

6 第953回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 （委員全員に諮って）承認する。

7 第954回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 齋藤委員及び佐浦委員を指名する。
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

（2）職員の人事について

7 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

第14号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第15号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

伊東教育長 「6 専決処分報告」の（2）並びに「7 議事」の第1号議案，第14号議案及び第15号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

（委員全員に諮って）この審議等については，秘密会とする。

秘密会とする案件については「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議等を行うこととしてよろしいか。

（委員全員異議なし）

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

宮城県志津川高等学校の校名変更案について

（説明者：遠藤副教育長）

宮城県志津川高等学校の校名変更案について御説明申し上げます。資料は，1ページである。

はじめに，「1 経緯」についてであるが，令和3年11月17日に南三陸町から，「宮城県志津川高等学校」の校名を「宮城県南三陸高等学校」に変更するように検討を求める要望書が提出されたことを受け，検討を行ったものである。

「2 校名変更案について」であるが，志津川高校における，学校運営協議会長，同窓会長，PTA会長，校長等の地元関係者による「校名選考委員会」の検討結果を踏まえ，教育庁内の「県立学校校名選定

委員会」を開催し検討した結果、(1)校名変更案として「宮城県南三陸高等学校」を選定した。

(2)選定理由であるが、校名変更案は、学校の生徒、教員、同窓会やPTA等の関係団体からも賛同を得ており、町名と校名を一致させることにより、南三陸町にある唯一の高校として、これまで以上に町と高校が一体感を持って地域と連携した教育活動の推進や全国募集等の実施に取り組むことができ、同校生徒の愛校心や郷土を愛する心がより一層育まれ、地域へ貢献しようとする高い志を持った生徒の育成が期待されることから、「南三陸」を付す校名に変更することは、適切であると判断したものである。

「3 施行予定期日」については、令和5年4月1日を予定している。校名は、県立学校条例の改正により、正式に決定されることとなるが、それまでの間は、校名案に「(仮称)」を付し、様々な場面で使用していくこととする。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

10 専決処分報告

(1) 第382回宮城県議会議案(追加提案分)に対する意見について

(説明者：布田副教育長)

第382回宮城県議会議案(追加提案分)に対する意見について御説明申し上げます。資料は、1ページから6ページまでである。

はじめに、資料2ページから3ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、2月10日及び17日付けで知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げます。

資料4ページの「第382回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、60億2,163万5千円を減額計上している。「2 主な増額補正内容」であるが、震災で親を亡くした子供たちなどのためにお寄せいただいた御厚意を、東日本大震災みやぎこども育英基金に積み増しするため、2億7,654万4千円を計上している。

「3 主な減額補正内容」としては、県立学校等の改修工事に係る契約実績に基づく減額のほか、事業内容の見直しや経費の縮減、執行残の確定等により各種事務事業経費を減額するものである。次に、「4 債務負担行為の変更」であるが、すでに議決を受けている古川支援学校仮設校舎賃借について、債務負担行為の期間を変更するものである。次に、「5 繰越事業」であるが、高等学校及び特別支援学校の校舎改築事業等について、総額47億5,537万円を次年度へ繰り越すもので、その主な要因としては、関係機関等との調整に日数を要したことなどである。

次に、資料5ページ「第382回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例外議案であるが、議第88号議案ないし議第91号議案は、仙台南部地区特別支援学校(仮称)の校舎等新築工事等に係る工事請負契約を締結することについて、議第100号議案は、大和町立の中学校における教員間の暴行事件等に係る損害賠償請求事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

知事から意見を求められた議案の内容は以上であるが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月14日及び24日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

なお、これらの議案については、3月18日の県議会本会議において原案のとおり可決された。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

11 議事

第2号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：布田副教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。資料は、3ページから6ページまでである

はじめに、資料6ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、公立の幼稚園に係る事務を一体的に行うため、本庁関係課室の事務分掌を変更することに伴い、所要の改正を行おうとするもので、「2 改正内容」に記載のとおり、総務課の所管業務から幼稚園に関する事務を削除し、義務教育課の所管業務として追加するものである。改正の具体的な内容については、資料5ページの新旧対照表に記載のとおりである。

この改正規則は、令和4年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第3号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(説明者：布田副教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、7ページから13ページまでである。

資料13ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、本規則では教育委員会の権限に属する事務のうち教育長へ委任する事務及び教育長が専決することができる事務について定めている。学校運営協議会の委員の任免は、教育委員会の権限に属する事務であるが、来年度以降、学校運営協議会を設置する学校数の増加が見込まれ、設置に伴い速やかに委員の身分を確定し、職務に当たっていただく必要があるので、教育長が専決することができるよう所要の改正を行おうとするものである。

「2 改正内容」であるが、第1条において、学校運営協議会の設置、委員の任免及び適正な運営を確保するための措置を行うことが、教育委員会の権限であることを規定した上で、第2条において、委員の任免については、教育長が専決することができるようにするものである。

「3 施行期日」は、令和4年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について

第5号議案 宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正について

第6号議案 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について

第7号議案 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について

第9号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

第10号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部改正について

第11号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について

第12号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

第13号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

伊 東 教 育 長 第4号議案から第7号議案及び第9号議案から第13号議案については、内容に関連があることから一括して説明を受けることとし、その後、各号議案ごとに質疑、採決を行うこととしてよろしいか。

(委員全員に諮って) それでは、そのように進行することとし、第8号議案については、第13号議案の採決後に審議することとする。

(説明者：布田副教育長)

第4号議案ないし第7号議案及び第9号議案ないし第13号議案について、一括して御説明申し上げます。資料は、14ページから77ページ及び84ページから126ページまでであるが、14ページの資料に

より御説明申し上げます。

まず、改正理由であるが、令和4年1月28日付け総務部長通知「県手続に関する押印の見直しについて」において、県が、県民及び職員に対し押印を求めている行政手続又は内部手続であって、県の権限で廃止可能な押印は、原則として廃止する方針が示されたところである。この方針に基づき、意思確認や書類の真正性の確保等の観点から押印の必要性について検討し、押印廃止が可能な手続に係る規則について、所要の改正を行おうとするものである。

主な改正内容については、各号議案ごとに御説明申し上げます。

第4号議案「宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について」は、申請者等の押印を求めている手続について、押印を不要とし、関係様式から「印」の表記を削除するものである。あわせて、弁明調書の内容に誤りのないことを確認する際の手段として、従来の記名押印に加えて、署名も可能とするため、所要の改正を行うものである。

第5号議案「宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正について」は、申請者の押印を求めている手続について、押印を不要とし、関係様式から「印」の表記を削除するものである。

第6号議案「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について」は、申請者等の押印を求めている手続について、押印を不要とし、関係様式から「印」の表記を削除するとともに、所要の文言整理を行うものである。

第7号議案「県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について」は、市町村教育委員会や記入者の押印を求めている手続について、押印を不要とし、関係様式から「印」の表記を削除するとともに、所要の文言整理を行うものである。

第9号議案「宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則」及び第10号議案「宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部改正について」は、市町村教育委員会や請求者等の押印を求めている手続について、押印を不要とし、関係様式から「印」の表記を削除するものである。また、本改正に併せ、運用実態を踏まえて、関係様式から「県教委記入欄」を削除するものである。

第11号議案「宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について」は、申請者等の押印を求めている手続について、押印を不要とし、関係様式から「印」の表記を削除するものである。また、本改正に併せ、運用実態を踏まえて、関係様式の「県教委記入欄」から決裁欄等を削除するものである。

第12号議案「教育職員の免許状に関する規則の一部改正について」は、出願者等の押印を求めている手続について、押印を不要とし、関係様式から「印」の表記を削除するとともに、自署が必要な手続については、その旨を様式に明記するものである。また、本改正に併せ、所要の文言整理を行うものである。

第13号議案「教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について」は、申請者の押印を求めている手続について、押印を不要とし、関係様式から「印」の表記を削除するとともに、自署が必要な旨を明記するものである。また、本改正に併せ、所要の文言整理を行うものである。

各議案の改正内容についての説明は以上であるが、詳細については、議案ごとの該当ページに記載のとおりである。

なお、これらの改正については、いずれも公布の日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

第4号議案 宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について

(質 疑) (質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第5号議案 宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正について

(質 疑) (質 疑 な し)
伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第 6 号 議 案 学 校 医、学 校 歯 科 医 及 び 学 校 薬 剤 師 の 公 務 災 害 補 償 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
(質 疑) (質 疑 な し)
伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第 7 号 議 案 県 費 負 担 教 職 員 の 任 免 等 の 内 申 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
(質 疑) (質 疑 な し)
伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第 9 号 議 案 宮 城 県 教 育 委 員 会 に 属 す る 職 員 等 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
(質 疑) (質 疑 な し)
伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第 1 0 号 議 案 宮 城 県 教 育 委 員 会 に 属 す る 職 員 等 の 自 己 啓 発 等 休 業 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
(質 疑) (質 疑 な し)
伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第 1 1 号 議 案 宮 城 県 教 育 委 員 会 に 属 す る 職 員 等 の 配 偶 者 同 行 休 業 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
(質 疑) (質 疑 な し)
伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第 1 2 号 議 案 教 育 職 員 の 免 許 状 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
(質 疑) (質 疑 な し)
伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第 1 3 号 議 案 教 育 職 員 の 免 許 状 の 有 効 期 間 の 更 新 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
(質 疑) (質 疑 な し)
伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第 8 号 議 案 宮 城 県 教 育 委 員 会 に 属 す る 単 純 労 務 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
(説 明 者 : 布 田 副 教 育 長)

第 8 号 議 案 に つ い て、御 説 明 申 し 上 げ る。資 料 は、7 8 ペ ー ジ か ら 8 3 ペ ー ジ ま で で あ る。

資 料 8 3 ペ ー ジ を 御 覧 願 い た い。「1 改 正 理 由」で あ る が、県 立 学 校 の 庁 務 や 農 場 管 理 を 行 う 職 員 や 海 洋 総 合 実 習 船「宮 城 丸」の 船 員 等 の 初 任 給 基 準 に つ い て、民 間 や 他 の 都 道 府 県 と の 均 衡 を 踏 ま え た 改 善 を 図 る 必 要 が あ る こ と か ら、所 要 の 改 正 を 行 お う と す る も の で あ る。

「2 改 正 内 容」で あ る が、本 規 則 は、「宮 城 丸」の 甲 板 員、機 関 員 等 の 単 純 労 務 職 員 の 給 与 に つ い て 規 定 し て い る も の だ が、こ れ ら の 船 員 の う ち 中 学 卒 の 者 の 初 任 給 基 準 を 4 号 俸 引 き 上 げ る と と も に、初 任 給 基 準 に 係 る 規 定 を 整 備 す る も の で あ る。

施 行 期 日 に つ い て は、令 和 4 年 4 月 1 日 と し て い る。

以 上、よ ろ し く 御 審 議 の ほ ど を お 願 い 申 し 上 げ る。

(質 疑) (質 疑 な し)
伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

1 2 課 長 報 告 等

(1) 第2期宮城県教育振興基本計画第2次アクションプラン【令和4年度版】(案)について

(説明者：教育企画室長)

第2期宮城県教育振興基本計画 第2次アクションプラン【令和4年度版】(案)について御説明申し上げます。資料は、1ページ及びA3判の別紙1と2並びに別冊である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 策定の趣旨」であるが、現在の第2次アクションプランは、令和3年度から令和5年度までの3年間の具体的な事業の内容や期間、成果の数値目標等を示すため、昨年3月に策定した。この第2次アクションプランは、PDCAサイクルによる進行管理を行うため、毎年度改定することとしており、今年度実施された政策評価・施策評価や第2期計画の点検及び評価を踏まえ、新たな事業などを反映した【令和4年度版】を策定するものである。本日は、現時点における案について御説明申し上げます。

「2 第2次アクションプランの内容」であるが、まず、令和2年度に計画期間が終了した第1次アクションプランにおける主な取組の概要、成果・課題や目標指標の推移等を示した「第1次アクションプランの検証」を掲載している。また、第2期計画における取組の方向性に基づき、3年間の「主な取組内容」と年度ごとの「目標値」を掲載している。具体の事業については、基本方向ごとに「主な事業の一覧表」を掲載するほか、令和4年度に特に注力する事業については、それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載している。

次に、「3 第2次アクションプラン掲載事業」であるが、「(1) 掲載事業数」は300事業であり、このうち令和4年度の新規事業は9事業である。新規事業については、「別紙1」に取りまとめているので、後ほど御覧願いたい。

次に、「(2) 令和4年度当初予算額」は約577億2千万円であり、令和3年度当初予算額と比較して、約81億8千万円の増額となっている。増額の主な要因としては、(仮称)仙台南部地区特別支援学校の新築工事が始まることや、(仮称)大河原産業高校の建築工事が本格化することなど、ハード整備によるものである。

次に、主な記載内容について、別冊の本編に基づき御説明申し上げます。別冊の4ページを御覧願いたい。

第2期計画の全体体系図を掲載しており、上から「目指す姿」、5つの計画の目標、そして10の「基本方向」を示している。アクションプランにおいては、この10の基本方向ごとに取組をまとめている。

次に、8ページを御覧願いたい。「Ⅲ 第1次アクションプランの検証」になるが、第1次アクションプランの「点検及び評価」の結果を記載しているほか、「点検及び評価」や社会情勢の変化等を踏まえた第2次アクションプランの総括的な方向性について記載している。

次に、9ページを御覧願いたい。9ページ以降では、10の基本方向ごとに、第1次アクションプランにおける主な取組の概要や、成果・課題、目標指標の推移の状況について記載しているため、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、31ページを御覧願いたい。「Ⅳ 基本方向ごとの取組」について、「基本方向3」を例に御説明申し上げます。はじめに「1 方向性」では、第2期計画から抜粋した10年間の取組の方向性を記載している。次に、「2 第2次アクションプランにおける取組」のうち、「(1) 主な取組内容」では、3年間の主な取組内容を記載しており、新たな取組も反映した内容となっている。例えば、基本方向3では、32ページの「② 国際理解を育む教育の推進」の6つ目の項目になるが、今後更なる増加が予想される外国人児童生徒への対応として、ICTを活用した支援の充実等を図ることについて記載している。

次に、33ページを御覧願いたい。「(2) 目標指標」では、第2次アクションプランにおける目標指標の一覧表を掲載しており、今回の改定に当たり、直近の実績値を記載している。

なお、目標指標全体については、「別紙2」に取りまとめているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、35ページの「3 令和4年度の主な事業」では、取組を構成する主な事業を掲載しており、事業概要や事業期間、令和4年度当初予算額、担当課室などを記載している。また、事業概要の欄には、「令和4年度の主な取組」として、具体的に取組む内容を示している。

御覧いただいている「基本方向3」以外の基本方向についても、ただ今御説明した「基本方向3」と同様の構成となっているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、88ページを御覧願いたい。10の基本方向の中から「令和4年度 特に注力する事業」として20事業について、89ページ以降に、それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載している。このうち、新規・拡充事業を中心に、主なものについて簡単に事業内容を御説明申し上げる。

90ページの下段を御覧願いたい。はじめに、2-2の「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」については、学び支援教室の設置校数の拡大や、コーディネーターの増員などにより、登校に困難を抱えている児童生徒や、教室での学習や集団活動に困難を抱えている児童生徒の学習支援と自立支援の一層の充実を図るものである。

次に、93ページを御覧願いたい。4の「学力向上マネジメント支援事業」については、本事業により学力向上対策に取り組む市町村数を増やすとともに、AIドリルの活用など、実施市町村におけるICTを活用した学力向上の取組を支援するものである。

次に、94ページの下段を御覧願いたい。7の「外国人児童生徒受入拡大対応事業」については、1月の総合教育会議でも御説明したが、外国人児童生徒の増加や、点在化・多国籍化等の課題を踏まえ、ICTの活用も図りながら、新たに外国人児童生徒の支援に取り組むものである。

次に、95ページを御覧願いたい。8の「教育ICT活用促進事業」については、県立学校に派遣しているICT支援員の増員などにより、教育現場におけるICT活用能力の向上を一層推進するものである。

次に、96ページの下段を御覧願いたい。11の「学びの多様性を生かした教育プログラム開発事業」については、発達障害の可能性のある児童生徒への効果的な指導や支援に向け、新たに大学と連携した教育プログラムの開発や、教員を対象とした研修会に取り組むものである。

次に、97ページを御覧願いたい。12の「文化財を活用した地域活性化事業」については、令和6年の多賀城創建1300年に向けて、新たに歴史講座や地域学習プログラム、VRを活用した史跡マップの製作に取り組むものである。

次に、98ページを御覧願いたい。14の「地域連携型学校防災体制等構築推進事業」については、学校防災の取組を支援するアドバイザーの派遣回数を増やすことにより、地域ぐるみの学校防災体制の一層の充実を図るものである。

次に、99ページの下段を御覧願いたい。17の「部活動指導員配置促進事業」については、県立学校に配置する部活動指導員を増やすことにより、教員の働き方改革の実現とともに、部活動指導体制の一層の充実を図るものである。

最後に、100ページの下段を御覧願いたい。19の「コミュニティ・スクール推進事業」については、中央に記載している特別支援学校における取組を新たに実施するものであり、学校運営協議会のパイロット校の支援や、魅力ある学校づくりに向けた研修会などに取り組むものである。

これらの事業を含め、令和4年度においても、引き続きアクションプランに基づく施策等に着実に取り組み、本県教育の振興を図っていききたいと考えている。

なお、本アクションプランについては、今月中に取りまとめの上、市町村教育委員会等に送付するとともに、教育企画室ホームページで公表を行う予定である。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

別冊の88ページ以降の「特に注力する事業」について、例えばICTの活用がいくつかの項目で出ているように、オーバーラップしている部分があると思うが、全体を見たときにそれぞれの項目がどのように関連しているのかわかりにくいと感じた。また、18の「みやぎらしい」とはどういったことをイメージしているのか伺いたい。あわせて、新学習指導要領で目指している「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力」との関連について、基本方向3の「確かな学力の育成」だけが関係するのか、それとも全体に関わりがあるのか。

教 育 企 画 室 長

「特に注力する事業」については、10の基本方向ごとに特に注力していく事業を掲載している。「みやぎらしい家庭教育支援事業」については、確認して別途回答させていただく。新学習指導要領との関連については、88ページに記載の事業だけではわか

りにくいですが、様々な事業が相互に関連して目指していくというもので、基本方向の3以外にも関係している。

伊東教育長 「特に注力する事業」では、まさに事業を羅列しているため分かりづらい部分もあるが、これらが4ページの5つの目標や10の基本方向にぶら下がっている。目指す方向は同じであるため、全ての事業が関連して展開されていくこととなるが、事業が担当課室ごとに整理されているため、オーバーラップしている部分もあるということをよく意識して、どう繋がっていった何を目指すのか考えてやっていかなければならないと感じた。

布田副教育長 担当課室が事業ごとに様々な予算を要求していくが、その際の事業名をどうするかということは、担当課室で工夫しながら検討している。先ほどの委員の御質問にあった「みやぎらしい」というのは、我が県独自の家庭教育の有り様をという趣旨で命名されたものではないかと推測されるが、一度事業名を決めて予算を獲得していく中で、事業名を頻繁に変えるということはないため、過去に決めたものを継承しているものと思われる。

小川委員 事業を進めていく中で、各課室の事業を持ち寄って、関連する部分がある事業を集約したり協力したりということができれば、情報共有も図れるし、効率化にも繋がると思うが、そういった機会はあるのか。

布田副教育長 まさにこのアクションプランを作成する際、全体の施策体系や事業ごとに重複する部分をどう整理していくかということは検討している。

小川委員 どのレベルでの議論となるのか。教育委員会の中で議論するということか。

教育企画室長 基本的に、教育行政の政策の総合的な調整等は教育企画室が行うこととなっているため、教育行政の事業全体を見て調整を行っている。

伊東教育長 様々な事業があるが、担当課室ごとに評価を行って施策全体で並べたときに評価が適切かということを確認する段階があり、うまくいっているものとそうでないものは全体で共有することになる。それを受けて、次年度どこに力を入れていくかということを検討することになるが、なかなか全体が集まって議論するということが難しい面もある。委員御指摘のとおり、子供たちが育っていく上では全ての事業が繋がっているため、できるだけ情報共有を図りながらやっているところではあるが、そういった意味でも教育企画室で全体の整理をするということは重要であると思う。令和4年度になると、令和3年度分の施策等の評価が始まるため、それを見ていただきながら、また御検討いただければと思う。

(2) 令和4年度宮城県公立高等学校入学者選抜（第一次募集等）の合格状況について

(説明者：高校教育課長)

令和4年度宮城県公立高等学校入学者選抜（第一次募集等）の合格状況について御説明申し上げます。資料は、2ページから10ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。「1」については、入試を実施する公立高校の学校数等を記載している。

次に、「2 総括」であるが、全日制課程で、募集定員13,880人に対して13,815人が受験し、受験倍率は1.00倍で、選抜の結果、合格者は12,004人であった。定時制課程では、募集定員960人に対して316人が受験し、受験倍率が0.33倍、合格者は297人であった。また、資料3ページから7ページに「3 第一次募集合格状況 学校・学科別」を掲載しているため、後ほど御覧願いたい。

資料8ページから10ページまでは「4 第二次募集実施校一覧」を掲載している。第二次募集は、3月23日(水)に全日制課程33校、定時制課程9校において実施した。

なお、3月10日(木)に第一次募集の追試験を、それぞれの出願校で実施し、全日制課程、定時制課

程合わせて93人が受験した。そのうち、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等になったことによる追試験の受験者は、83人であった。

また、3月23日には、3月10日の追試験の際に新型コロナウイルス感染症の影響で受験できなかった者に対して、さらに第二次募集に合わせて追試験を実施し、14人が受験した。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員

入試に当たっての新型コロナウイルス関連の対応はかなり手厚いものであり、現場の教員は大変だったと思う。県教育委員会としては、尽くせる手は尽くしての実施だったと思うが、何らかの不満の声などは寄せられているのか。

高校教育課長

先ほど説明したとおり、83名の方が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等になったことによる追試験となり、それでも受験できなかった14名の方も第二次募集に合わせた追試験となったが、現在のところ入試の対応についての更なる要望等があったとの報告は受けていない。

13 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 令和4年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（2月末現在）

(3) 美術館特別展「佐藤忠良展」

14 次回教育委員会の開催日程について

伊東教育長 次回の定例会は、令和4年4月15日（金）午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後4時30分

令和4年4月15日

署名委員

署名委員